

ID: 215

担当部署: 福祉部 福祉センター

<p>処分の概要</p>	<p>退館命令等</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第5条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成22年条例第21号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第5条 市長は、福祉センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 216

担当部署: 福祉部 福祉センター

<p>処分の概要</p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第6条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成22年条例第21号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第6条 市長は、第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 災害その他の事由により、福祉センターが使用できなくなったとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 217

担当部署: 福祉部 福祉センター

処分の概要	施設使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第9条
例規番号	平成22年条例第21号

【根拠条文】

(施設使用料)

第9条 別表第1に掲げる施設の利用者は、同表に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用するとき、その他特に市長が認めたときは、後納させることができる。

別表第1(第9条関係)

福祉センター施設使用料金表

室名	広さ (m ²)	収容人員 (人)	施設使用料金(円)		
			朝	昼	夜
			午前9時～正午	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 9時30分
会議室1	83	36 (72)	3,360	4,480	3,970
会議室2	57	24	2,340	3,050	2,640
多目的ホール	224	156 (300)	7,120	9,570	8,350
調理・実習室	154	調理室31 食事室32	8,860	11,810	10,280
運動室	296	—	4,680	6,210	5,390

備考

- 1 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の施設使用料に10割を乗じて得た額を当該施設使用料に加算する。
 - (1) 市外の居住者及び市外の団体等が利用するとき。
 - (2) 運動室を運動目的以外に利用するとき。
 - (3) 営利を目的に利用するとき。
- 2 2区分以上の区分を引き続いて利用するときは、当該引き続いて利用する区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は徴収しない。
- 3 収容人員の欄の()書は、最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日
--------------	-----------------	----------------	-----------------

ID: 218

担当部署: 福祉部 福祉センター

処分の概要	附属設備等使用料の徴収																									
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第10条第1項																									
例規番号	平成22年条例第21号																									
<p>【根拠条文】 (附属設備等使用料) 第10条 別表第2に掲げる附属設備等の使用者は、同表に定める附属設備等使用料を前納しなければならない。 2 前条ただし書の規定は、附属設備等使用料について準用する。</p> <p>別表第2(第10条関係) 附属設備等使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 30%;">品名</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 15%;">使用料金(円)</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映写</td> <td>プロジェクター</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">1,010</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">音響</td> <td>多目的ホール音響設備</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">2,030</td> <td>マイク, デッキ等を含む。</td> </tr> <tr> <td>会議室1音響設備</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">1,520</td> <td>マイクを含む。</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレス拡声器</td> <td>1式</td> <td style="text-align: right;">1,010</td> <td>マイクを含む。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の附属設備等使用料金に10割を乗じて得た額を当該附属設備等使用料金に加算する。 (1) 市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき。 (2) 営利を目的に使用するとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				種別	品名	単位	使用料金(円)	備考	映写	プロジェクター	1式	1,010		音響	多目的ホール音響設備	1式	2,030	マイク, デッキ等を含む。	会議室1音響設備	1式	1,520	マイクを含む。	ワイヤレス拡声器	1式	1,010	マイクを含む。
種別	品名	単位	使用料金(円)	備考																						
映写	プロジェクター	1式	1,010																							
音響	多目的ホール音響設備	1式	2,030	マイク, デッキ等を含む。																						
	会議室1音響設備	1式	1,520	マイクを含む。																						
	ワイヤレス拡声器	1式	1,010	マイクを含む。																						
備考																										
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日																							